

## 八王子市水辺の水護り制度実施要綱

平成 23 年 5 月 1 日施行  
平成 23 年 12 月 20 日改正  
令和 元年 8 月 1 日改正  
令和 3 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、身近な水辺を再生、保全し、潤いのある快適な生活環境を創造するための市民活動に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。

(活動場所)

第 2 条 活動場所となる身近な水辺は、市内の河川、水路、湧水等とする。

(活動団体等)

第 3 条 活動団体等（以下「団体」という。）は、市内に活動場所がある次に掲げるものとする。

- (1) 個人
- (2) 町会、自治会
- (3) 市民団体
- (4) 学校等
- (5) 事業者

(登録申込み)

第 4 条 水辺に関する活動を行っている、またはこれから始めようとする団体は、活動内容を定め、市長に対し水辺の水護り制度申込書（第 1 号様式）により登録を申込みものとする。

(登録証の交付)

第 5 条 市長は、前条による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、水辺の水護り制度登録証（第 2 号様式）を交付するものとする。

(活動内容等)

第 6 条 団体が行うことができる活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 清掃、除草
  - (2) 不法投棄や河川・水路に係る情報の提供
  - (3) 水質・生物等の調査、保護活動、環境学習
  - (4) 水辺・湧水等に関する情報発信活動
  - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、河川、水路等の美化、保全のために必要な活動
- 2 活動にあたっては、天候に十分注意し、河川等の増水の恐れがあるときは、活動をしてはならない。
- 3 団体は、その活動において河川、水路等の機能に支障を及ぼす行為、並びに近

隣住民に迷惑となる行為を行ってはならない。また、河川、水路等の機能に支障となる工作物を設置してはならない。

4 団体は、公共の利益に反する行為、並びに営利、政治、宗教を目的とする活動を行ってはならない。

(市の支援)

第7条 市長は、予算の範囲内において、前条第1項各号の活動に対し次に掲げる支援を行うことができる。

(1) 用具等の貸与若しくは支給

(2) ボランティア保険の加入

(3) 各団体の活動内容のPR、情報発信または必要とする情報の提供

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(活動計画、実績報告等)

第8条 団体は、年間活動計画書(第3号様式)及び活動報告書(第4号様式)をもって、年度ごとに市長に報告するものとする。

(活動終了届)

第9条 活動を終了した団体は、市長に活動終了届(第5号様式)を提出するとともに、貸与された用具を市に返還するものとする。

(庶務)

第10条 この制度に関する庶務は、水循環部水環境整備課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

水辺の水護り制度申込書

八王子市長 殿

水辺の水護り制度に登録したいので、八王子市水辺の水護り制度実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり申し込みます。

登録団体等		(フリガナ)						
代表者	住所	〒						
						連絡先		
代表者	氏名	(フリガナ)						
活動場所		八王子市						
活動内容		清掃・除草	水質調査	生きもの調査	水辺調査	環境学習	自然体験	その他
(○を記入)								
活動頻度		月・年	回程度	鍵貸出希望の有無		あり・なし		

※ 活動場所の図面を添付して下さい。

参加者名簿

No.	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 参加者に変更や追加があった場合には、必ず連絡してください。

第 2 号様式(第 5 条関係)

## 水 辺 の 水 護 り 制 度 登 録 証

登 録 番 号	第 号						
登 録 団 体 等	(フリガナ)						
代 表 者	住 所					連 絡 先	
	氏 名	(フリガナ)					
活 動 場 所							
活 動 内 容  (○を記入)	清掃・除草	水質調査	生きもの調査	水辺調査	環境学習	自然体験	そ の 他
鍵貸出の有無	あり ・ なし						

上記のとおり、八王子市水辺の水護り制度に登録しました。

八 水 環 収 第 号  
年 月 日

八王子市長



第 4 号様式（第 8 条関係）

活 動 報 告 書

年 月 日

八王子市長 殿

年度の活動が終了したので、八王子市水辺の水護り制度実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

登 録 番 号	第 号
登 録 団 体 等	(フリガナ)
報 告 書 作 成 者	

活 動 内 容

期 間	年 月 ～ 年 月
参 加 人 数	述 べ 名
活 動 内 容	
事 故、け が 等	
そ の 他	

第 5 号様式（第 9 条関係）

活 動 終 了 届

年 月 日

八王子市長 殿

年 月 日付で登録した八王子市水辺の水護り制度に基づく活動を終了したので、八王子市水辺の水護り制度実施要綱第 9 条の規定により、届け出ます。

登 録 番 号	第 号	
登 録 団 体 等	(フリガナ)	
代 表 者	住 所	〒
	氏 名	
活動終了年月日	年 月 日	